9月8日(土)

救急フェア'12を開催

毎年9月9日は「救急の日」で、今年はこの日を含む9月9日から15日までの1週間を「救急医療週間」として、全国各地で応急手当の講習会などの救急に関するさまざまな行事が実施されます。

市では、この週間に先立ち「救急フェア'12」を開催します。これは、救急医療、応急手当に対する正しい理解と認識を深めていただくとともに、AED（自動体外式除細動器）の取り扱い方法の体験などを通して、皆さんの行動でたいせつな命が救えることを知っていただくためのものです。

詳しいことは、消防署（89局9751番）へ、お問い合わせください。

日時　9月8日(土)午前10時から午後3時まで（小雨決行）

会場　東三河ふるさと公園管理棟

内容　心肺蘇生法・AEDの体験、救急資器材や消防車両の展示・体験乗車など

■救急車の適正な利用をお願いします

近年、軽いけがや病気などで救急車を利用される傾向があります。これらにより、重症患者に対する救急車の到着が遅れ、助かるはずの命を救えなくなる恐れがあります。救急車の適正利用を心掛けましょう。

また、救急車を呼ぶときは慌てないで、❶どこで（住所・付近の目標）❷誰が（氏名・性別・生年月日）❸どうした（事故の種類・けがの程度・意識の有無・持病やかかりつけの医療機関など）――をお話しください。

看護師・准看護師の再就業を支援します

市では、看護師・准看護師の資格をお持ちで、現在、何らかの事情で看護職についていない方を対象に、医療機関への復帰を支援する看護職再就業支援研修を実施します。

詳しいことは、保健センター（89局0610番）へ、お問い合わせください。

コース・期日・時間・会場・内容　下表のとおり

定員　各回15人

受講料　無料（臨地実習コースは保険料として、1千700円が別に必要。9月14日（金）までに保健センターへ）

申し込み　8月20日から9月7日まで受け付け。直接、または電話で、保健センター、または豊川市医師会（86局7606番）へ

その他　9月27日(木)・28日(金)、10月3日（水）のコースについては、託児（1歳以上の未就学児5人まで。1人につき100円が必要）があります。申し込み時に、受け付け

コース	期　日	時　間	会　場	内　容
技術コースA	9月27日（木）	10：00～12：00	保健センター	心肺蘇生法（AED含む）、吸引など
		13：00～15：00	保健センター	採血、静脈内注射など
技術コースB	9月28日（金）	10：00～15：00	保健センター	採血、筋肉内注射、静脈内注射、輸液ポンプの使い方など
臨地実習コース	10月1日（月） 10月2日（火）	9：00～16：00のうち、研修実施医療機関の指定する時間		医療機関での臨地実習
	10月3日（水）	10：00～12：00	保健センター	臨地実習を踏まえた検討会・修了式

※技術コースA・Bの少なくとも片方を受講した方は、臨地実習コースを受講することができます。

平成25年4月1日採用

市民病院看護職員を募集します

市民病院では、平成25年4月1日採用の看護職員を次のとおり募集します。

詳しいことは、市民病院庶務課（86局1111番）へ、お問い合わせください。

職種・人員　助産師＝10人程度▽看護師＝100人程度

受験資格　昭和28年4月2日以降に生まれ、各資格を有する方、または平成25年3月31日までに資格取得見込みの方（資格を取得できなかった場合は採用されません）

試験日・申込期限　左表のとおり

申し込み　関係書類を添えて郵送で、市民病院庶務課（〒442－8561光明町1の19）へ。申込用紙は市民病院庶務課にあります（病院ホームページからダウンロードできます）

その他　いずれの試験日でも受験でき、12月以降も試験が実施されます

試験日	申込期限
9月14日（金）	9月1日（土）
10月13日（土）	9月29日（土）
11月16日（金）	11月3日（土）

※申込期限はいずれも消印有効

すわポンのテーマソングの歌詞を募集します

豊川まちなか交流拠点「まちDENラボ」では、諏訪地区のまちづくりの活性化を図るため、諏訪地区のイメージキャラクター「すわポン」のテーマソングの歌詞を募集します。優秀な作品は、すわポンの登場時や諏訪地区で行われるイベントなどに使用します。

詳しいことは、まちDENラボ事務局（豊川市開発ビル☎89局3000番）へ、お問い合わせください。

応募方法　8月20日から9月30日まで受け付け。400字詰原稿用紙またはA4サイズの用紙に①歌詞②氏名③住所④年齢⑤性別⑥職業⑦電話番号――を記入の上、直接、または郵送で、豊川市開発ビル（〒442－0068諏訪3の133）へ。Eメール（prioprio2@flute.ocn.ne.jp）でも応募できます

賞・賞品　最優秀賞1作品（商品券5万円）▽優秀賞数作品（商品券1万円）

その他　応募作品は原則として返却しません。入賞作品に関するすべての権利は、まちDENラボに帰属します

私立幼稚園の来年度入園者を募集します

子ども課☎89－2133

各園では、それぞれ特色を生かし、幼児の発達に応じた楽しい保育を行っています。また、保護者の負担を軽くするため、授業料の一部を補助する制度もあります。なお、入園要項・願書の配布は9月3日（月）から、願書の受け付けは10月1日（月）から、各幼稚園で行います。

詳細については、各幼稚園へ、お問い合わせください。

募集幼稚園（50音順）	入園説明会日時
愛知双葉幼稚園（下野川町）☎86－5406	9月6日（木）10：30～
光明寺幼稚園（西豊町）☎86－2879	9月12日（水）10：30～
西明寺幼稚園（八幡町）☎87－2661	9月13日（木）10：30～
豊川幼稚園（幸町）☎86－2514	9月11日（火）13：30～
豊川東幼稚園（末広通）☎86－2607	9月13日（木）13：30～
花井幼稚園（新宿町）☎86－4416	9月20日（木）10：30～

本年度の国民健康保険料率をお知らせします

平成24年度の保険料率が表1のように決まりました。保険料は①所得割額（被保険者の前年所得に応じて計算）②資産割額（被保険者の24年度の土地・家屋分の固定資産税額に応じて計算）③被保険者均等割額（被保険者1人当たりで計算）④世帯別平等割額（1世帯当たりで計算）の合計額が1年分となります。

この保険料率により、年間保険料を本算定として計算し、仮決定による第1・2期分を差し引いた金額を、第3期以降の6回に分けて納めていただきます。特別徴収（年金天引き）は、年間保険料から4月・6月・8月分を差し引いた金額を、10月・12月・2月の3回に分けて納めていただきます。

また、特別徴収の対象者は、被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、被保険者である世帯主が原則として年間18万円以上の老齢基礎年金などを受給しており、国民健康保険料と介護保険料の合計額が老齢基礎年金などの年金受給額の2分の1を超えない方です（平成24年度中に65歳、または75歳に到達する方を除く）。ただし、口座振替で保険料を納めており、未納のない方は口座振替が継続されます。

なお、本年度の賦課限度額（年額）は、医療分保険料が51万円、後期高齢者支援金分保険料が14万円、介護分保険料が12万円です。本算定の保険料は、8月中旬に郵送で「平成24年度納入通知書」としてお知らせします。

詳しいことは、保険年金課（89局2118番）へ、お問い合わせください。

【表1】平成24年度の国民健康保険料率

平成24年度の年間保険料は、4つの区分の合計額となります。介護分保険料は、40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）だけに掛かります。

区分	内容	医療分料率	支援金分料率	介護分料率
所得割額	23年中所得から33万円を差し引いて右の率をかけた額	100分の5.6	100分の1.8	100分の1.7
資産割額	24年度固定資産税額（土地・家屋分）に右の率をかけた額	100分の25	100分の8	100分の8
被保険者均等割額	被保険者1人当たり	23,200円	7,300円	8,200円
世帯別平等割額	1世帯当たり	20,100円	6,300円	4,800円

【表2】保険料の軽減制度（申請不要）

●世帯の所得金額が次の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

世帯の所得金額	軽減割合
33万円以下の世帯	7割軽減
33万円＋（24万5千円×世帯主を除く被保険者数）以下の世帯	5割軽減
33万円＋（35万円×被保険者数）以下の世帯	2割軽減

●75歳に達する方が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することで、国民健康保険の単独世帯になる方について、介護分を除き平等割額を半額とします。
※保険料の軽減は、確定申告、または市・県民税の申告をもとに行いますので、必ず、申告書を提出してください。

■保険料の軽減制度（申請不要）

所得が表2に該当する世帯は、保険料が軽減されます。軽減の判定をする際、専従者給与収入は支払者の所得に戻し、土地などにかかる譲渡所得は特別控除前の譲渡所得金額で計算します。

■保険料の減免制度（申請必要）

平成24年4月1日現在、世帯主が次のいずれかに該当する世帯は、保険料の減免が受けられます。

減免が受けられる世帯　①20歳未満の子どもを養育している母子・父子・寡婦世帯で、世帯の合計所得金額が125万円以下の世帯②身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳――の交付を世帯主が受けており、世帯の合計所得金額が125万円以下の世帯

申し込み　①に該当する世帯は「平成24年度納入通知書」と母子医療受給者証を、②に該当する世帯は「平成24年度納入通知書」と該当の手帳をお持ちの上、保険年金課（本庁舎1階）へ

その他　土地・家屋にかかる固定資産税額が25万円以下で、7割軽減に該当する世帯と市民税非課税または合計所得が125万円以下（5割・2割軽減世帯は除く）の世帯は、申請により均等割額と平等割額が10パーセント減免されます。該当する世帯には、申請書を郵送してあります